

(案)

業 務 名 東京大学（本郷）農学部2号館改修（設備）設計業務（基本設計）

業務委託料 金 , , 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , , 円也)

発注者 国立大学法人東京大学と受注者 ○○ との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計仕様書に基づいて、業務を完了する。

第2条 業務は、 において実施する。

第3条 業務の履行期間は令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

第4条 契約保証金は、納付する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

第5条 業務委託料は東京大学本部経理課より2回以内に支払うものとし、請求書を受理した日の翌月の25日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が、金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第6条 完了通知書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第7条 業務委託料の請求書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第8条 業務委託料は、金 ， ， 円【請負代金の10分の3】以内の額を前払するものとする。この支払は、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が、金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第8条 別記の設計業務委託契約要項第34条第7項、第50条第1項、第50条第3項及び第52条第2項中の遅延利息率は、「年3.0%」である。

第9条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項による。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とは協議して定める。

この証として、本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
総長 藤井輝夫
代理人
施設部長 西村文彦

受注者